

住宅用家屋証明書

租税特別措置法施行例

- (イ) 第41条
特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外
 - (a) 新築されたもの
 - (b) 建築後使用されたことのないもの
- 特定認定長期優良住宅
 - (c) 新築されたもの
 - (d) 建築後使用されたことがないもの
- 認定低炭素住宅
 - (e) 新築されたもの
 - (f) 建築後使用されたことがないもの
- (ロ) 第42条第1項（建築後使用されたことがあるもの）

の規定に基づき、下記の家屋

平成

年

月

日

- (ハ) 新築
- (ニ) 取得

がこの規定に該当するものである旨を証明します。

申請者の住所	
申請者の氏名	
家屋の所在地	
家屋番号	
取得の原因（移転登記の場合）	

注： { }の中は、該当するものをそれぞれ○で囲む。

平成 年 月 日

市長 印